

学校法人研伸学園 役員の退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人研伸学園（以下「学園」という。）の寄附行為第5条に規定する役員の退職金支給に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、学園の常勤の理事並びに監事（以下「役員」という。）に適用する。

(退職金の支給)

第3条 常勤理事が退職したときは、本人に死亡による退職の場合はその遺族に支給する。ただし、職員として学園退職金規程の適用を受ける場合は、役員退職金は支給しない。

2 非常勤役員には、退職金は支給しない。

(退職金の支給制限)

第4条 次の各号の一に該当すると理事会が決議した場合は、退職金は支給しない。

- 一 懲戒による罷免
- 二 禁固以上の刑に処せられたことによる退職

(退職金の支払方法)

第5条 退職金は、本人又は遺族の指定した金融機関の預金口座への銀行振込により支給する。

(退職金の額)

第6条 退職金の額の計算は、学園退職金規程に準ずる。

(特別功労金)

第7条 特別の功労があった役員には、理事会の決議をもって功労金を支給することができる。

(退職金の支給時期)

第8条 退職金は、原則として、退職の日から1ヶ月以内に支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。